

第4章 医薬品の供給

1 事前の備え

(1) 県と宮城県医薬品卸組合

県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要とする医薬品及び医療材料については、医薬品卸売業者が流通備蓄として確保します。

(2) 県と関係団体

県は、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域支部及び宮城県医療機器販売業協会と、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医療ガス等を供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備します。

(3) 保健所

災害時に地域保健医療福祉調整本部の事務局となる県の保健所は、管内市町村と医薬品等の供給体制及び供給の要請方法等について確認の上で共有します。

(4) 市町村

市町村は、医療救護所等で使用する医薬品等を確保できるよう、地区薬剤師会とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。

(5) 医療施設及び薬局

各施設においては、発災直後に医薬品等の流通が一時期停止する可能性を念頭に、発災後の概ね3日間に使用する量の医薬品等の備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法等について、取引先の卸会社等との協議等により、緊急時の対策を講じることに努めます。

2 医薬品集積所の設置（図4-1）

県は、薬務課の判断により、支援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、薬務課の判断により、地域保健医療福祉調整本部ごとに二次医薬品集積所を設けます。

なお、医薬品の供給及びこれを目的とした集積を行う場合は、医薬品販売業の許可が必要であり、県は当該許可を有していませんが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等（p51⑥と同内容）が発出されることにより、当該許可がなくても地方公共団体、病院、診療所及び薬局間で医薬品等の融通を行うことが可能となります。そのため、災害時には、速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、薬務課が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。

集積される物資には、医療用医薬品のほか、一般用医薬品、医薬部外品及び医療用衛生材料などが考えられ、供給元も民間等からの支援物資のほか、状況によっては、国供給品、災害救助のための物資及び流通調達したものも保管することも想定されるので、それぞれ適切に区分して管理します。

(1) 一次医薬品集積所

イ 県災害薬事コーディネーターは、薬務課による指示のもと、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会等の協力を得て、一次医薬品集積所の管理・運営を統括します。

ロ 一次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、県災害薬事コーディネーターによる指示のもと、薬務課からの要請に基づき、国等から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった二次医薬品集積所及び医療救護施設等に供給します。

ハ 県災害薬事コーディネーターは、医薬品等の品目・量が不足し、二次医薬品集積所等からの供給要請に応諾することが困難な場合は、薬務課に確保を要請するなど、一次医薬品集積所に適切な品目・

量の医薬品等を保管できるよう努めます。

- 二 県災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所に入庫した医薬品等及び二次医薬品集積所等に供給した医薬品等の品目・量等を、薬務課に定期的に報告します。

(2) 二次医薬品集積所

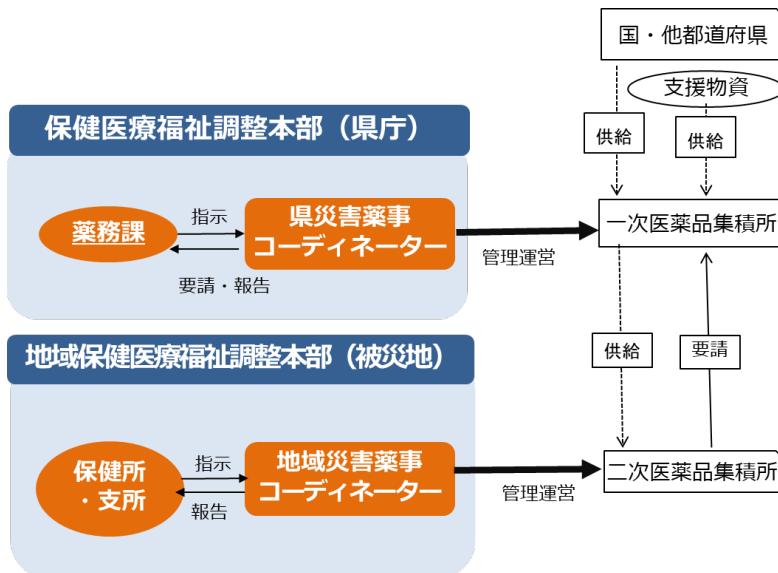
- イ 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部による指示のもと、地区薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品集積所の管理・運営を統括します。
- ロ 二次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、地域災害薬事コーディネーターによる指示のもと、一次医薬品集積所から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった医療救護施設等に供給します。
- ハ 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部が収集した情報をもとに、所管区域内で不足する医薬品等のリスト（品目・数量等）を作成し、一次医薬品集積所に供給を要請します。
- ニ 地域災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所から供給された医薬品等及び医療救護施設等に供給した医薬品等の品目・量等を、地域保健医療福祉調整本部に定期的に報告します。

(3) 支援物資の医薬品等の受け入れ

- イ 薬務課は、支援物資の医薬品等の提供の申し出があった場合は、その必要性について判断し、必要と判断される場合は受け入れを行います。
- ロ 薬務課は、必要性の判断に当たっては、地域保健医療福祉調整本部を通じて、市町村のニーズを確認します。
- ハ 薬務課は、市町村において緊急に必要ではないが、在庫等とするために必要なニーズをあらかじめ情報収集し、一覧にまとめておくことで、迅速なマッチングを行います。
- ニ 薬務課が災害の規模・態様により、支援物資の医薬品等の受け入れの必要がないと判断するときは、支援物資を受け入れないこととします。
- ホ 一次医薬品集積所又は二次医薬品集積所の在庫管理従事者は、在庫の情報を、医薬品集積所の管理・運営を統括する県薬事コーディネーター又は地域災害薬事コーディネーターに報告します。

(4) 医薬品集積所の閉鎖

- イ 薬務課は、医薬品等の在庫状況及び市町村からの供給要請等の状況を踏まえた上で、県災害薬事コーディネーター等と協議し、医薬品集積所を閉鎖します。
- ロ 医薬品集積所に残存している医薬品等は、薬務課が返品又は廃棄等の処理を行います。



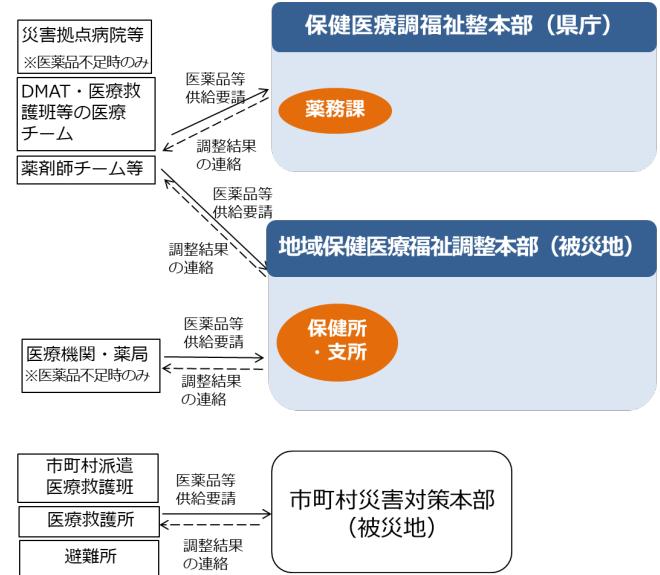
▲図 4－1 医薬品集積所の概要

3 医薬品等の供給

原則、平時の供給体制が機能している場合は、医薬品等供給の要請者は、直接医薬品等卸売販売業者に発注することを前提に、以下のとおり対応します。

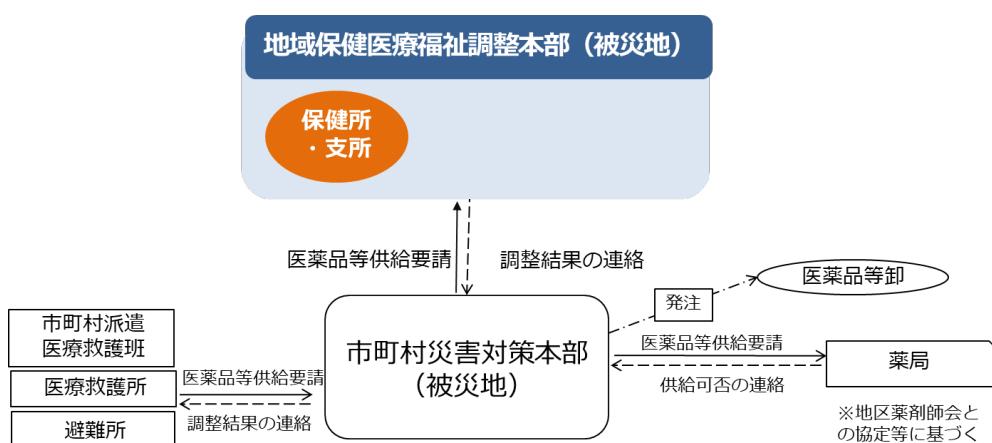
(1) 医療救護施設等（図 4-2）

- イ 市町村派遣医療救護班、医療救護所及び避難所は市町村災害対策本部に、また、DMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局については地域保健医療福祉調整本部に、医薬品等供給要請書（様式3）により供給を要請します。
- ロ 災害急性期等においては、DMA T・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等、災害拠点病院等については薬務課に供給を要請する等、円滑に医薬品等を供給できるよう流動的に取り扱います。
- ハ 要請元は、要請先から応諾の連絡があれば、指定された場所で医薬品等を受領します。医薬品等の輸送手段の確保が困難な場合は、要請元が輸送手段・場所・時間等について要請先と調整します。



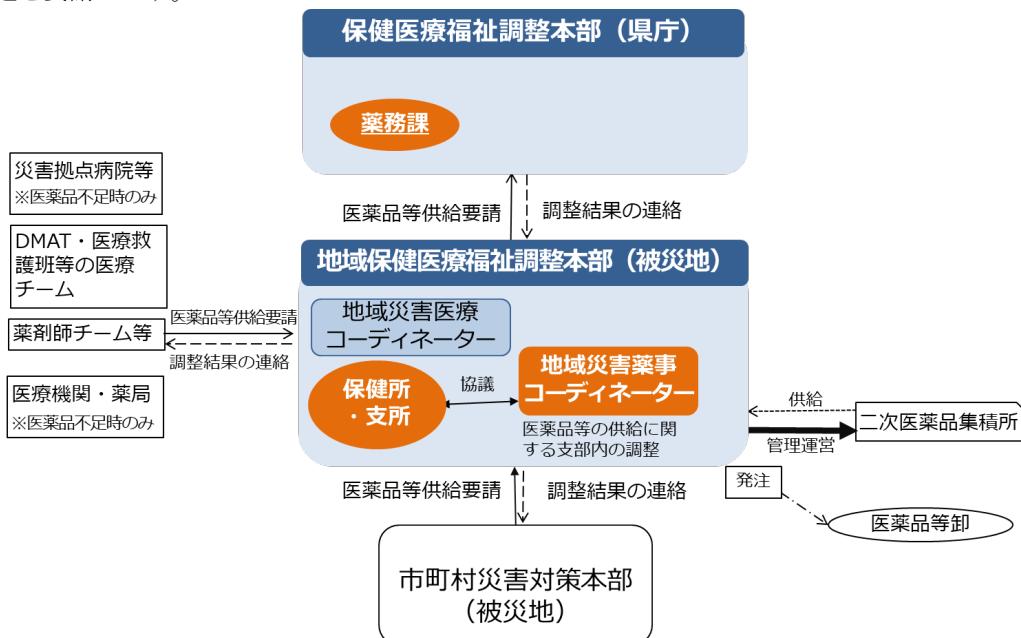
(2) 市町村災害対策本部（図 4-3）

- イ 市町村災害対策本部は、市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所から医薬品等の供給要請を受けた場合において、市町村圏域の御機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。
- ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域の御機能が停止している場合で、地区薬剤師会と医薬品等の供給に関する協定を締結している場合は、当該協定に基づき、地区薬剤師会会員薬局に供給を要請します。
- ハ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で供給が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部に様式3により支援を要請します。
- ニ 市町村災害対策本部は、要請先から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、市町村災害対策本部が輸送手段・場所・時間等について、要請元及び地域保健医療福祉調整本部と調整します。



(3) 地域保健医療福祉調整本部（図4-4）

- イ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域の市町村派遣医療救護班、市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から医薬品等の供給要請を受けた場合において、管内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。
- ロ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域内の卸機能が停止している場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給します。
- ハ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域管内で供給が困難な場合は、薬務課に様式3により支援を要請します。
- 二 地域保健医療福祉調整本部は、薬務課から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について、要請元及び薬務課と調整します。また、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部が薬務課にヘリコプター等による輸送を要請します。



▲図4-4 地域保健医療福祉調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(4) 保健医療福祉調整本部（図4-5）

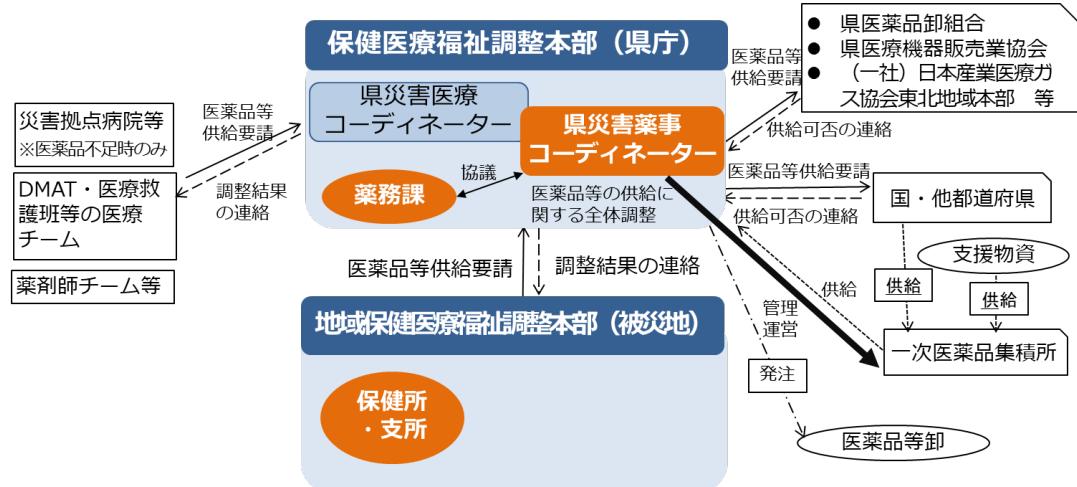
- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部又は災害急性期等においてDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは災害拠点病院等から医薬品等の供給要請を受けた場合において、県内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。

ただし、県内の被災状況等に関する情報から、明らかに被災地からの情報が入ってこない時期と判断される場合は、医薬品等の供給要請がなくても、薬務課、地域保健医療福祉調整本部及び宮城県医薬品卸組合の調整のもと、非常災害用医薬品流通備蓄状況一覧（p 97 第11章資料集参照）から医薬品卸売販売業者が在庫状況に応じて、被災地に設置された医療救護所等へ供給できるものとします。（プッシュ型供給）

- ロ 薬務課は、県内の卸機能が停止している場合は、原則として（イ）～（ハ）の順に供給を調整又は要請します。

- (イ) 一次医薬品集積所の支援医薬品等の供給
- (ロ) 宮城県医薬品卸組合、宮城県医療機器販売業協会、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部又は宮城県赤十字血液センターに医薬品等の供給を要請

- (ハ) 国又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請
- ハ 前項(ロ)及び(ハ)において、医薬品等の供給について応諾を得ることができた場合、薬務課は、要請元に様式3により応諾内容を連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、保健医療福祉調整本部が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について要請元と調整します。
- 二 ヘリコプター等による医薬品等輸送が必要な場合（地域保健医療福祉調整本部から要請があった場合を含む）、薬務課は、その確保を県災害対策本部に要請します。



▲図4-5 保健医療福祉調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(5) 医薬品等の配達体制

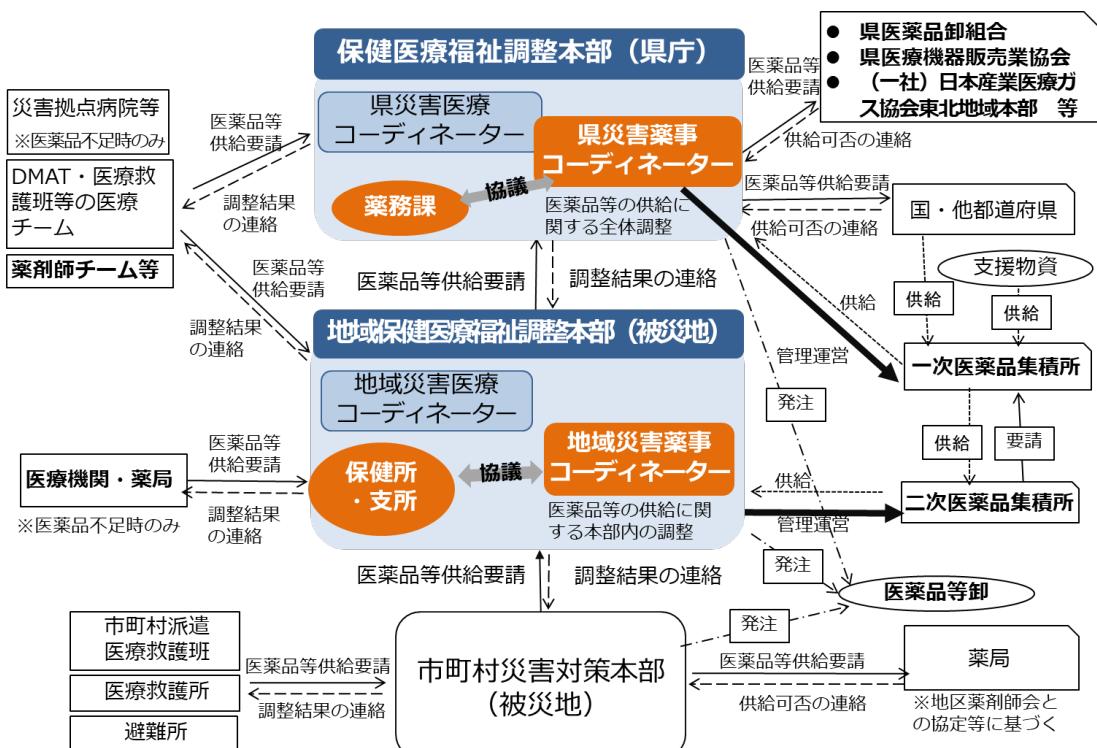
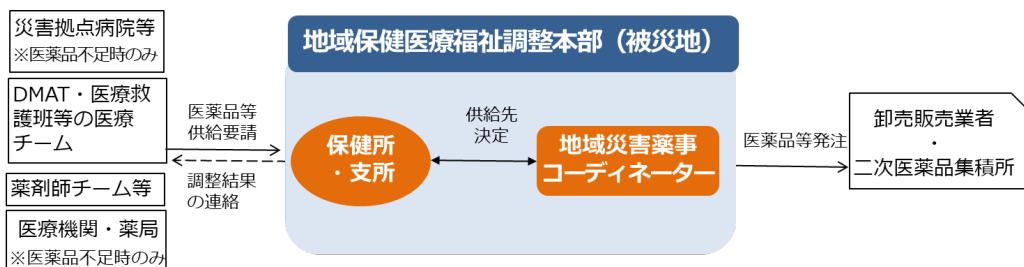
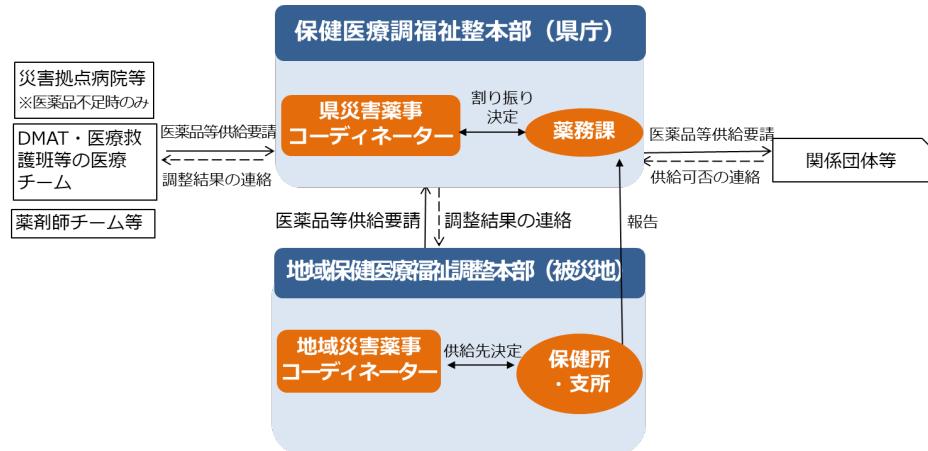
- イ 災害発生時に医薬品等を運搬する車両が緊急交通路の通行が可能となるように、当該車両の使用は、緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領に基づき、警察本部、警察署又は広域交通検問所から事前に緊急通行車両確認証明書及び災害対策基本法施行規則別記様式第4の標章（確認標章）の交付を受けることとします。
- ロ 災害急性期の燃料、人手不足及び交通遮断等により、医薬品等の配達手段の確保が困難である場合は、薬務課が県災害対策本部事務局へリ運用調整グループと調整の上、ヘリコプターを活用する等のほか、薬務課は、（公社）宮城県トラック協会等に配達を依頼します。（県並びに（公社）宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合は、それぞれ緊急物資の輸送に関する協定を締結しています。）
- ハ 県は、一次医薬品集積所及び二次医薬品集積所の医薬品等の配達方法について、関係者と協議しておきます。

(6) 薬局等

医療救護班等の医師が発行した災害処方箋により、薬局等が被災者に対して調剤された医薬品を供給します。（p31第7章参照）

4 医薬品等の供給決定（図4-6及び4-7）

- (1) 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部等からの供給要請に係る情報とともに、各協定を締結している関係団体等からの供給応諾等に係る情報を集約し、県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の供給先の割り振り（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は詳細な供給先の割り振り）を行います。
- (2) 薬務課は、調整結果を、地域保健医療福祉調整本部に連絡します。（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）
- (3) 地域保健医療福祉調整本部は、地域災害薬事コーディネーターと協議し、薬務課から割り振られた医薬品等の詳細な供給先を決定し、薬務課に報告します。
- (4) 所管区域内で供給調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部は、（3）と同様に供給先を決定します。



?

地域の卸売販売業者が被災して機能停止状態に！医薬品等の供給のために災害薬事コーディネーターが果たすべきことは？！

医薬品及び医療材料の供給のためには、医薬品卸売販売業の役割が欠かせません。本章に記載のとおり、県は、宮城県医薬品卸組合との協定により、医薬品卸売業者が流通備蓄として確保していますが、備蓄店舗が被災することも想定されます。災害薬事コーディネーターは、非常災害用医薬品等の品目と備蓄場所（p 97～98第11章参照）に関し、どの品目がどの程度供給できないのか、一次医薬品集積所の開設の要否、二次医薬品集積所の開設場所などを検討し、被災地への薬剤供給計画・方法を立てることが求められます。